2026年11月10日

各　　位

会 社 名 ：大 日 精 化 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 ：代表取締役 社長執行役員 CEO　高橋 弘二
（コード番号 4116 東証プライム）
問 合 せ 先 ：CFO 経理・財務本部 本部長　浅利 祐爾
TEL 03-3662-1638

信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship®）の導入及び第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2026年11月10日開催の取締役会において、当社及び当社国内子会社（以下、「当社グループ」といいます。）の従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与、福利厚生の拡充、及び株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚を通じた当社の恒常的な発展を促すことを目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship®）」（以下、「本プラン」といいます。）を導入することを決議しましたので、お知らせいたします。

併せて、本プラン導入に伴い、当社が現在保有する自己株式の一部を、野村信託銀行株式会社（大日精化従業員持株会専用信託口）に対し、第三者割当により一括して処分すること（以下、「本自己株式処分」といいます。）を同時に決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1.　本プランの導入目的

当社は、2025年３月期を初年度とする３か年中期経営計画「明日への変革2027」において、新たな基本戦略として「HR戦略」を策定し、「イノベーションが湧き上がる活力に満ちた企業風土の醸成」を目標に掲げております。

同目標達成のため、本日開催の当社取締役会において、エンゲージメント向上及び人財活躍推進に向けた福利厚生の増進策として、本プランを導入することとしました。本プランは、「大日精化従業員持株会」（以下、「本持株会」といいます。）に対して当社株式を安定的に供給すること及び信託財産の管理、処分により得た収益を従業員へ分配することを通じて、従業員の福利厚生の充実を図り、当社グループの業績や株価への従業員の意識や労働意欲を向上させることに加え、中長期的な企業価値向上に向けてのモチベーションを高めることを目的としております。

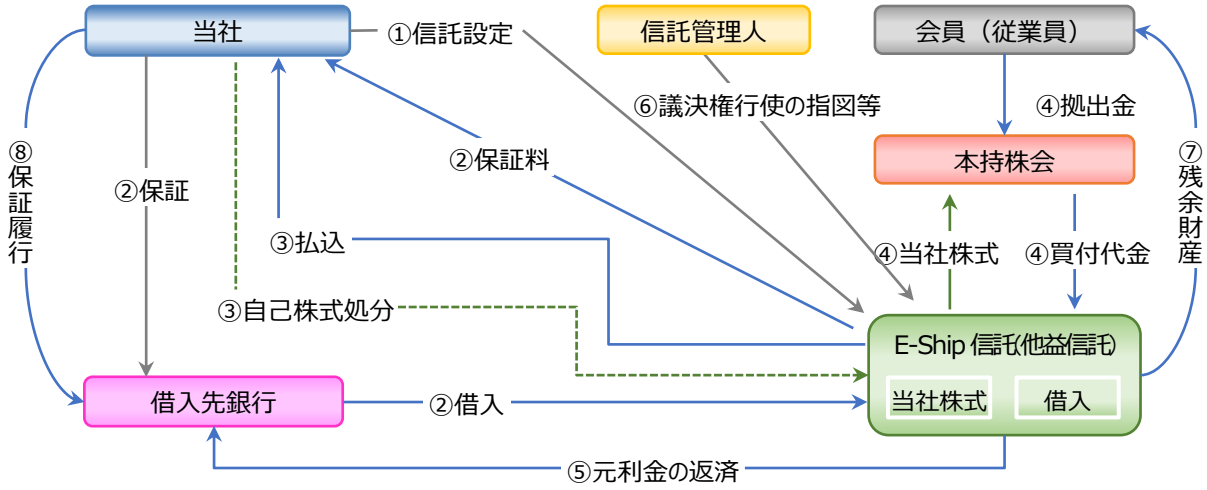
2.　本プランの概要

本プランは、本持株会に加入する全ての従業員を対象に、当社株式の株価上昇メリットを還元するインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が野村信託銀行株式会社に「大日精化従業員持株会専用信託口」（以下、「E-Ship信託」といいます。）を設定し、E-Ship信託は、今後約３年６か月にわたり本持株会が取得すると見込まれる規模の当社株式を、取引先金融機関からの借入金を原資として当社からの第三者割当によって予め取得します。

その後は、E-Ship 信託から本持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で E-Ship 信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。

なお、当社は、E-Ship 信託が当社株式を取得するための借入に対し保証をしているため、当社株価の下落により E-Ship 信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において E-Ship 信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、当社が当該残債を弁済することになります。

3. 本プランの仕組み



① 当社は、受益者適格要件を充足する持株会会員を受益者とした E-Ship 信託（他益信託）を設定します。

② E-Ship 信託は、借入先銀行から当社株式の取得に必要な資金の借入を行い、当社は当該借入に対して保証します。当社は、かかる保証の対価として保証料を E-Ship 信託から受取ります。

③ E-Ship 信託は、信託期間内に持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を当社から取得します。

④ E-Ship 信託は信託期間を通じ、③に従って取得した当社株式を、一定の計画（条件及び方法）に従って継続的に持株会に時価で売却します。

⑤ E-Ship 信託は、持株会への当社株式の売却により得た株式売却代金、及び保有する当社株式に係る配当金をもって、借入の元利金を返済します。

⑥ E-Ship 信託が保有する当社株式に係る議決権については、受益者のために選定された信託管理人の指図に基づき、行使します。

⑦ 信託終了時に信託内に残余財産がある場合には、受益者適格要件を充足する者に分配されます。

⑧ 信託終了時に借入が残っている場合には、②記載の保証行為に基づき、当社が弁済します。

4. E-Ship 信託の概要

(1) 名称	大日精化従業員持株会専用信託
(2) 委託者	当社
(3) 受託者	野村信託銀行株式会社
(4) 受益者	受益者適格要件を満たす者 （受益権確定事由の発生後一定の手続を経て存在するに至ります。）
(5) 信託契約締結日	2026 年 11 月 10 日
(6) 信託の期間	2026 年 11 月 10 日～2030 年５月 28 日
(7) 信託の目的	本持株会に対する安定的かつ継続的な株式の供給及び受益者適格要件を満たす者への信託財産の交付
(8) 受益者適格要件	受益者確定手続開始日（信託期間満了日（2030 年５月 28 日）が到来し信託財産の換価処分が終了した日、信託財産に属する当社株式が本持株会へ全て売却された日等）において生存し、かつ、本持株会に加入している者（但し、信託契約締結日以降受益者確定手続開始日までに定年退職、転籍、取締役就任、選択定年、有期雇用期間満了による退職、会社都合による退職（懲戒解雇による退職を除く）により本持株会を退会した者を含みます。）を受益者とします。
(9) 信託管理人	当社の従業員より選定
(10) 議決権行使	受託者は、信託管理人の指図に基づき当社株式の議決権を行使します。

5. 処分の概要

(1) 処分期日	2026 年 12 月１日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式　1,532,200 株
(3) 処分価額	１株につき 1,272 円
(4) 処分価額の総額	1,948,958,400 円
(5) 処分予定先	野村信託銀行株式会社（大日精化従業員持株会専用信託口）
(6) 処分方法	第三者割当の方法による
(7) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

6. 処分の目的及び理由

処分の目的及び理由につきましては、上記「1. 本プランの導入目的」に記載のとおりであります。

本自己株式処分は、本プランの導入のため設定される野村信託銀行株式会社（大日精化従業員持株会専用信託口）に対し行うものです。

処分する株式の数については、本持株会の買付実績（直近の月例買付、賞与買付及び配当再投資の実績額）を年次換算した額を年間買付予定額として、信託設定期間（約３年６か月）における本持株会の買付予定額を算出し、これを処分価額で除した株数であります。

また、本自己株式処分により希薄化は生じるものの、割当予定先である大日精化従業員持株会専用信託口から本持株会へ毎月少しずつ譲渡される為、本自己株式処分による影響は軽微であり、希薄化の規模は合理的で

あると考えております。なお、希薄化の規模は次のとおりとなります。

発行済株式数（2026 年９月 30 日時点）	72,452,440 株	2.11%
総議決権数（2026 年９月 30 日時点）	653,571 個	2.34%

7. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は従業員株式所有制度である本プランの導入を目的としております。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026 年 11 月９日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値である 1,272 円としております。これは、取締役会決議日直前のマーケット・プライスであり、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、処分予定先にとって特に有利な金額には該当しないものと考えております。

なお、上記払込金額の決定方法は、日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠したものとなっております。この価格の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値平均からの乖離率（小数点以下第３位を四捨五入）は次のとおりとなります。

期間	終値平均 （円未満切捨て）	乖離率
１か月（2026 年 10 月９日～2026 年 11 月９日）	1,313 円	-3.12%
３か月（2026 年８月 10 日～2026 年 11 月９日）	1,327 円	-4.14%
６か月（2026 年５月８日～2026 年 11 月９日）	1,195 円	6.44%

（注）2026 年 10 月 10 日及び 2026 年５月 10 日は取引休業日のため、その直前取引日である 2026 年 10 月９日及び 2026 年５月８日の終値で計算しております。

当社の監査等委員会（社外取締役２名を含む３名で構成）は、上記処分価額について、本自己株式処分が本プランの導入を目的としていること、及び処分金額が取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値であることに鑑み、処分予定先に特に有利な金額に該当せず、適法である旨の意見を表明しています。

8. 企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立した第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

（注）本資料に記載されている業績予想等の将来に関する記述は、現時点で入手可能な情報に基づき算出したものであり、実際の業績は今後様々な要因によって異なる結果となる場合がございます。

（ご参考）

E-Ship®は野村證券株式会社の登録商標です。

E-Ship®（Employee Shareholding Incentive Plan の略称）は、米国で普及している従業員持株制度 ESOP（Employee Stock Ownership Plan）を参考に、野村證券株式会社及び野村信託銀行株式会社が従業員持株会の仕組みを応用して開発した従業員向けインセンティブ・プランです。

以　上